

事務連絡
令和6年9月17日

(一社) 不動産協会	担当者	殿
(一社) 全国住宅産業協会	担当者	殿
(一社) 不動産流通経営協会	担当者	殿
(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会	担当者	殿
(公社) 全日本不動産協会	担当者	殿
(一社) 住宅生産団体連合会	担当者	殿

国土交通省都市局都市計画課

「開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン」の改訂について
(情報提供)

平素より開発許可行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。
平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」(平成28年法律第112号)が施行され、都市計画法第29条に規定する許可を受けて行う開発行為(以下、「開発事業」という。)により道路整備が実施される場合には、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにすることとされました。

令和2年3月には、開発事業により新たに設置される道路における無電柱化の取扱いについて整理した「無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について(技術的助言)」を発出、令和5年5月には、無電柱化に関わる関係者(地方公共団体、開発事業者、電線管理者)の手助けとなるよう、無電柱化に係る課題とその解決策に資する情報を整理した「開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン」を策定したところです。

今般、本ガイドラインについて、開発事業における無電柱化において課題となっている開発事業者の費用負担軽減や地上機器等の配置の工夫等を含め、参考となる各地の無電柱化の事例を追加し、改訂を行いました。

国土交通省のホームページに掲載しておりますので、貴団体加盟各社に対する周知をお願いいたします。

なお、都道府県等の各開発許可権者に対しては、別添のとおり「開発事業における無電柱化推進のためのガイドラインの改訂について」(令和6年9月17日付国都計第111号)を通知していることを申し添えます。

○国土交通省ホームページ

「開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン」

ガイドライン URL: https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001611894.pdf

問合せ先: 国土交通省都市局都市計画課
和知・佐藤
TEL: 03-5253-8293